

飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和8年7月24日（金）
招 集 場 所	飯南町役場本庁舎2階会議室
出 席 委 員	14名（1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14番）
欠 席 委 員	0名
議 事 日 程	第1 議第1号 会長並びに会長職務代理の選出について 第2 議第2号 議席の決定について 第3 議第3号 議事録署名委員の指名について 第4 議第4号 飯南町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について 第5 議第5号 農地法第3条に基づく許可について 第6 議第6号 農用地利用集積等促進計画の決定について 第7 報告事項
出席した者の職氏名	事務局長 景山 貴文 書記 三嶋 一生 藤原 みず季
事務局	開会 9時30分 ただ今から令和8年度第4回飯南町農業委員会総会を開催いたします。 （初めに、町長から農業委員に任命書の交付があり、その後、町長からあいさつ、事務局から自己紹介、委員から自己紹介がなされた。）
事務局	それでは、会に入ります。進行につきましては、議第1号の終了まで町長が議長役を務めます。塚原町長よろしくお願いします。
議長(町長)	それでは、しばらく議長を務めますのでよろしくお願いします。 （事務局から飯南町農業委員会総会会議規則及び飯南町農業委員会規程の説明がなされ、その後、出席委員14名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。）
議長(町長)	議第1号 会長並びに会長職務代理の選出について 議第1号 会長並びに会長職務代理の選出について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第1号 会長並びに会長職務代理の選出について、農業委員会等に関する法律第5条第2項及び第5項の規定に基づき、飯南町農業委員会の会長並びに会長職務代理の選出を行います。

議長(町長)	会長並びに会長職務代理の選出について、まず、会長に立候補される方はおられますか。 (今岡委員立候補)
議長(町長)	仮議席(8)番の今岡和登委員が立候補されました。他に立候補はございますか。 (立候補なし)
議長(町長)	お諮りします。今岡和登委員が会長職につかれるということで異議ございませんか。 (異議なし)
議長(町長)	異議なしと認めます。よって会長は今岡和登委員に決定しました。次に会長職務代理に立候補される方はおられますか。 (立候補なし)
議長(町長)	推薦でもかまいません。
今岡委員	会長職務代理には、中祖勉委員を推薦します。中祖委員は令和2年から推進委員として活動されています。令和5年からは農業委員として再任され、小委員会委員長として「飯南町水田農業の持続にかかる農業施策についての意見書」作成にご尽力いただきました。今回が農業委員として2期目となり、これまでの総会及び役員会、各種活動への出席回数など顕著であることなど考慮し、推薦をいたします。
議長(町長)	仮議席(14)番の中祖勉委員が推薦されました。他に推薦はございますか。 (推薦なし)
議長(町長)	お諮りします。中祖勉委員が会長職務代理につかれるということで異議ございませんか。 (異議なし)
議長(町長)	異議なしと認めます。よって、会長は今岡和登委員、会長職務代理は中祖勉委員と決定しました。3年間よろしく願いいたします。 以上をもちまして、町長が務める議長の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。一旦、事務局へお返しします。

事務局	塚原町長ありがとうございました。なお、町長は所要がございますので、ここで退席されます。 先ほど決定されました今岡会長は、会長兼議長席へ移動をお願いいたします。 (町長退席し退場、会長議長席に移動)
事務局	それでは、先ほど就任されました今岡会長、中祖会長職務代理から挨拶をいただきたいと思います。 (今岡会長、中祖会長職務代理から挨拶がなされた。)
事務局	ありがとうございました。 ここからの進行は今岡会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議事を続けます。 議第 2 号 議席の決定について
議長	議第 2 号 議席の決定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第 2 号 議席の決定について、議席は飯南町農業委員会総会会議規則第 8 条により、予めくじで定めることとなっておりますので、この後くじで決定させていただきたいと思います。
議長	説明が終わりました。 議席の決定は、会長を 1 4 番、会長職務代理を 1 3 番とし、その他 1 2 議席を抽選棒により決定したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。それでは只今から抽選を行います。仮議席順 1 番から抽選し、その折、事務局が番号を発表します。 (仮議席の 1 番から抽選が行われ、議席が決定した。)
議長	それでは、机の番号はそのまま、先ほど事務局が発表した番号の席にご移動をお願いします。 (抽選により決定した議席へ移動)
議長	それでは、議事を続けます。 議第 3 号 議事録署名委員の指名について

議長	議第3号 議事録署名委員の指名について、飯南町農業委員会総会規則第13条第2項に基づき、1番委員、2番委員を指名します。よろしくお願いします。 議第4号 飯南町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について
議長	議第4号 飯南町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第4号 飯南町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、飯南町農業委員会会長が飯南町農地利用最適化推進委員を委嘱します。
議長	ありがとうございました。 このことについて、意見、質問等ありませんか。 (意見なし)
議長	意見がないようですので、裁決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	挙手全員ですので、議第4号は原案通り可決いたしました。 議第5号 農地法第3条に基づく許可について
議長	議第5号 農地法第3条に基づく許可について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第5号 農地法第3条に基づく許可について、本日2件の申請が出ています。 受付・申請番号263-3号 譲受人の住所氏名 譲渡人の住所氏名 申請の土地 現況地目 田 登記簿地目 田 合計面積 904㎡ 種類 所有権移転 対価 売買 期間 許可の日から永久 譲渡理由 申請地は から相続により取得したもので、譲渡人は に居住しており、当町に

	帰る気はない。以前から本件水田の耕作は譲受人に委託しており、この度、相続登記を終え譲渡人名義となったことから、譲受人に譲渡を申し入れ、本件許可申請に及んだ次第。 譲渡理由 備考 譲渡人との協議による。 — 受付・申請番号 263-4号 譲受人の住所氏名 譲渡人の住所氏名 申請の土地 現況地目 登記簿地目 合計面積 種類 対価 期間 譲渡理由 譲受理由 備考 畑 田及び畑 5, 360 m² 所有権移転 売買 許可の日から永久 資産の整理のため売却したい。 譲渡人の希望による。 — 他3筆 14ページと16ページにそれぞれ位置図をつけていますので、ご覧ください。
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員ですので、議第5号は原案どおり可決いたしました。 議第6号 農用地利用集積等促進計画の決定について
議長	議第6号 農用地利用集積等促進計画の決定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第6号 農用地利用集積等促進計画の決定について、本日は3件の申請が出ています。 (別添の農用地利用集積等促進計画書に基づき説明。) 19～20ページに位置図をつけていますので、ご覧ください。

議長	ありがとうございました。 これより質疑を受け付けます。何かございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員ですので、議第6号は原案どおり可決いたしました。 以上を持ちまして、議案審議を終了します。続きまして、報告事項に入ります。事務局より説明をお願いします。
事務局	(農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農業経営改善計画の認定について、資料に基づき説明。)
議長	ありがとうございました。 報告事項についてご質問等ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので、報告事項を終わります。 続きまして、協議事項に入ります。 協議事項(1) 特別委員会の設置について
議長	協議事項(1) 特別委員会の設置について、事務局より説明をお願いします。
事務局	協議事項(1) 特別委員会の設置について、農業委員会に関する法律第6条に掲げる所掌事務を適切に処理するため、特別委員会を設置したいと思います。
議長	ありがとうございました。 このことについて、何か意見はございませんか。 (意見なし)
議長	意見がないようですので、事務局案がありましたらお願いします。
事務局	事務局案としては、これまでの農業委員・推進委員の経験等を考慮し、広報委員会の委員長に門眞一郎委員、小委員会の委員長に伊藤厚志委員を推薦します。
議長	事務局案の発表がありましたがいかがでしょうか。

	(異議なし)
議長	それでは、広報委員会の委員長に門眞一郎委員、小委員会の委員長に伊藤厚志委員と決定します。よろしくお願いいたします。 委員の構成ですが、門委員、伊藤委員を除いた1番から5名を広報委員、残り5名を小委員と決めさせていただきます。
	協議事項(2) 地域担当制について
議長	協議事項(2) 地域担当制について、事務局より説明をお願いします。
事務局	協議事項(2) 地域担当制について、農地利用最適化推進委員については募集の段階で各担当地域を定めておりますので、その区域での活動となります。農業委員については出身地区により案として割当をしております。
議長	このことについて、意見、質問等ありませんか。
	(意見なし)
議長	意見がないようですので、このように決定させていただきます。続きまして、その他として何かございませんか。
事務局	事務局より「農業委員・農地利用最適化推進委員関係周知事項について」、「農業委員会の役割(農業委員・推進委員活動マニュアル抜粋13p・14p)」、「農業委員会の業務(農地法第3条、第4条、第5条)」、「総会場で現地確認報告について」、「全国農業新聞の購読のお願い(農業委員会業務必携抜粋86p・別紙申込書)」、「農地パトロール・利用状況調査について」、「経営所得安定対策等交付金に係る現地確認について」、「農業委員会用品等配布物について(研修資料、バッジ等)」、「農地機構だより」(しまね農業振興公社)について資料を基に説明がなされた。 農業委員・推進委員の身分証明書は、作成完了次第お配りいたしますので、現地調査など活動される時にお使いください。 また、この後、広報・身分証明書に乘せる写真撮影を行いますので、よろしくお願いいたします。 最後に、来月の農業委員会ですが、8月28日(金)にこの会場で行います。
議長	ありがとうございました。 その他何かございませんか。 (一同なし)

議長

ないようですので、以上をもちまして総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。

終了時間 11時00分

会 長

1 番委員

2 番委員

